

デリック装置の開放検査の実施時期に関する事項

改正規則

揚貨設備規則

改正事項

デリック装置の開放検査の実施時期に関する事項

改正理由

現行の揚貨設備規則においては、デリック装置の年次詳細検査及び荷重試験等の要件について、ILO152 号条約を参考に規定している。当該条約においては、開放検査の実施時期に関する規定はないものの、デリック装置の主要構造部であるグースネックブラケット等については、磨耗劣化が予想され、定期的に開放して詳細検査を実施することが望ましいと考えられることから、本会規則においては、開放検査の実施を要求している。

当該開放検査の実施時期については、登録検査又は前回の開放検査から 5 年目の年次詳細検査において実施するよう規定しているが、検査時期の規定に関し、一部不明瞭な表現となっていることから、今般、検査時期を明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

年次詳細検査においては、トッピングブラケット、グースネックブラケット及びデリックブーム基部アイについて、登録検査又は前回の開放検査終了の日から 5 年を超えない時期で開放検査を実施する旨、明確に規定した。